

令和3年度（2021年度）吹田市食品衛生監視指導計画（素案）に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間

令和3年（2021年）2月16日（火曜日）～令和3年（2021年）3月17日（水曜日）

2 提出意見数 4件（1通）

3 提出意見と市の考え方（以下の通り）

	提出意見	市の考え方
1	<p>吹田市保健所の皆さんが新型コロナウイルス対策でご尽力されていることに心より感謝します。そうした中、コロナ対策に人員等を充てざるを得ないがために、食品衛生管理業務の人員や検査数が予定通り確保できていない自治体もあると聞きます、吹田市でも同様の事態があるのではないのでしょうか。</p> <p>新しい感染症の発生は今後も予想されており、その備えは必須です。</p> <p>できるだけ食品衛生業務に影響が出ないようにするためにも、保健所全体で人員体制、検査機器の整備等を拡充するための予算をしっかりと拡大することを求めます。</p>	<p>本計画案に基づき、食品衛生に係る監視指導が適切に実施できるよう、体制整備及び予算確保に取り組んでまいります。</p>
2	<p>計画案P7「6 違反発見時の対応」に、法令に違反した者に対し行政処分を行った事例は、原則として公表します。」とありますが、令和3年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）P17「3 違反の公表」にならって、「原則として」という文言の削除を求めます。</p>	<p>本市では、大阪府の公表方針に準じて策定した「吹田市食品衛生関係法令の違反等に係る公表基準」において、行政処分等を行った法令違反事例においては、原則として公表するものとする旨を規定しております。</p> <p>法令に違反し行政処分を受けた者については、ほとんどの事例において公表の対象となるものと考えておりますが、公表の目的は健康被害の発生又は拡大の防止等であり、社会的制裁ではないこと、また他の事業者や食品が敬遠される事態（いわゆる風評被害）の防止や健康被害を受けた者へのプライバシーの保護を考慮したうえで実施すべきであること等を念頭に置き、必要</p>

		な情報の発信を行ってまいります。
3	計画素案P8「2 HACCP導入の推進及び指導」について、HACCPにそった衛生管理の手順等を導入しても、それが日々実施・記録されなければ衛生管理レベルの向上にはなりません。日々の実施を促しチェックするために、事業者が簡単に使えるツールを開発したり、SNSを活用するなど、創意ある取組を期待します。	監視指導業務において、ご意見を参考にさせていただきます。
4	計画素案P9「2 市民への情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）等の実施」について、昨年度の計画素案の意見提出と市の考え方の中にある「より積極的な情報提供を行うため、今後ソーシャルネットワークワーキングシステム（SNS）を活用することも検討しております。」について、2021年度計画の中に盛り込んでください。 また、「必要に応じて消費者や食品等事業者との意見交換を行います。」という消極的な姿勢でなく、「積極的に意見交換を実施します」と明記し、市民・事業者とともに食品安全衛生のレベルを全市的に向上させる取り組みを進めてください。	ご意見を踏まえ、市民への情報提供の方法にソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を追加いたしました。 また、消費者や食品等事業者との意見交換においては、食の安全性の確保に関して様々な立場の者の相互理解を深めるため、それぞれのニーズに対応した講習会等の啓発事業を推し進めてまいります。